

住友大阪セメント株式会社
建材事業部

タイプII環境ラベルを付与する低炭素セメント関連製品の 提供に係わる手続きの実施要領

1. 目的および適用範囲

当社が供給する低炭素セメント関連製品が、当社の定める低炭素セメント関連製品の自主基準(ISO14020:1998 環境ラベル及び宣言-一般原則、および ISO14021:1999 環境ラベル及び宣言-自己宣言による環境主張(タイプII環境ラベル表示)に準拠して作成)に基づいて、適正に設計・製造・納入がなされるよう、以下の通り実施要領を定める。

2. 実施要領

2-1. 顧客からの要求に対する検討

営業部門は顧客からの製品に対する低炭素化の要求事項を技術部門と協議し、実現可能性を検討する。実現可能性がない場合は、顧客にその旨を連絡する。

2-2. 製品設計

上記検討の結果、実現可能性がある場合は、技術部門が「自主基準」を満たす手法で配合設計を行う。

2-3. 二酸化炭素排出量の算出

企画部門は、技術部門が設計した配合において、ライフサイクルアセスメントの国際標準規格 ISO14040:2006 および ISO14044:2006 準拠の計算方法によって二酸化炭素排出量を算出する。設計した配合と機能が同等である従来製品を比較したときの、二酸化炭素排出量が「自主基準」を満たすことを確認する。算出・比較の結果は「LCA報告書」として明示する。なお、LCA報告書は、LCAに関する十分な知見を有する中立の立場の専門家による外部レビューを経て確定させる。

2-4. 製造部門への指示

技術部門は製造部門に対し「品質管理基準書」を発行する。製造部門はこの基準書に基づき製品の製造を計画する。

2-5. 納入仕様の検討

技術部門は、顧客に納入する製品の「納入仕様書」を作成する。営業部門は作成された「納入仕様書」が顧客の要求に合致することを、顧客との協議により確認する。

2-6. 供給者適合宣言チェックリストの適用

技術部門は、「供給者適合宣言チェックリスト」を用いて自主基準への適合性を確認する。確認した結果は「供給者適合宣言チェックリスト適用結果報告書」に明示する。また、この一連の手続きは、技術部門と業務上独立した部門の責任者またはそれに準じた立場で、十分な力量を有する者のレビューを受け、すべての指摘事項を解消したうえで両方の文書を確定する。

2-7. 供給者適合宣言

技術部門は、設計した製品が当社の低炭素セメント関連製品に係る環境ラベルタイプII(ISO14020:1998 環境ラベル及び宣言一般原則、及び ISO14021:1999 自己宣言による環境主張)の基準に準拠していることを宣言するため、「環境ラベルタイプII 供給者適合宣言書」を作成する。

2-8. 顧客との納入契約

製品の仕様について顧客と合意できたときに、営業部門は顧客との納入に関する契約を結ぶ。

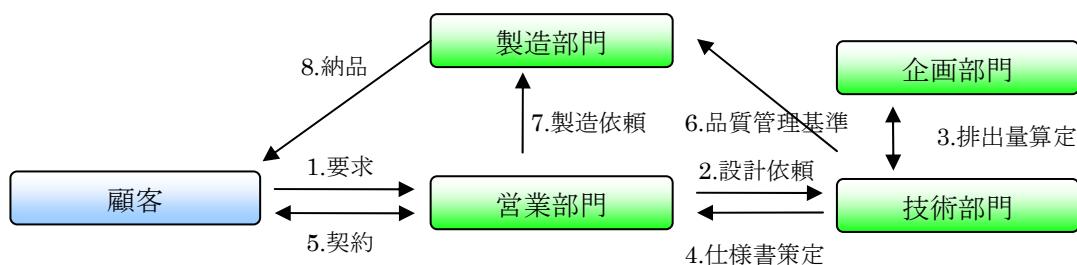
2-9. 製造

営業部門は顧客の注文に応じ、製造部門に対して製造依頼をする。製造部門は上記で定めた基準をもとに製品を製造し、管理する。

2-10. 納品

製造部門は営業部門からの出荷依頼をもとに、顧客に製品を納入する。

3. 実施要領の図式表現



以上